

概要版

# 八千代市地域福祉計画 八千代市地域福祉活動計画

(令和3年度～令和6年度)



令和3年3月

八千代市

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

# 計画の策定にあたって

## ➤ 策定の趣旨

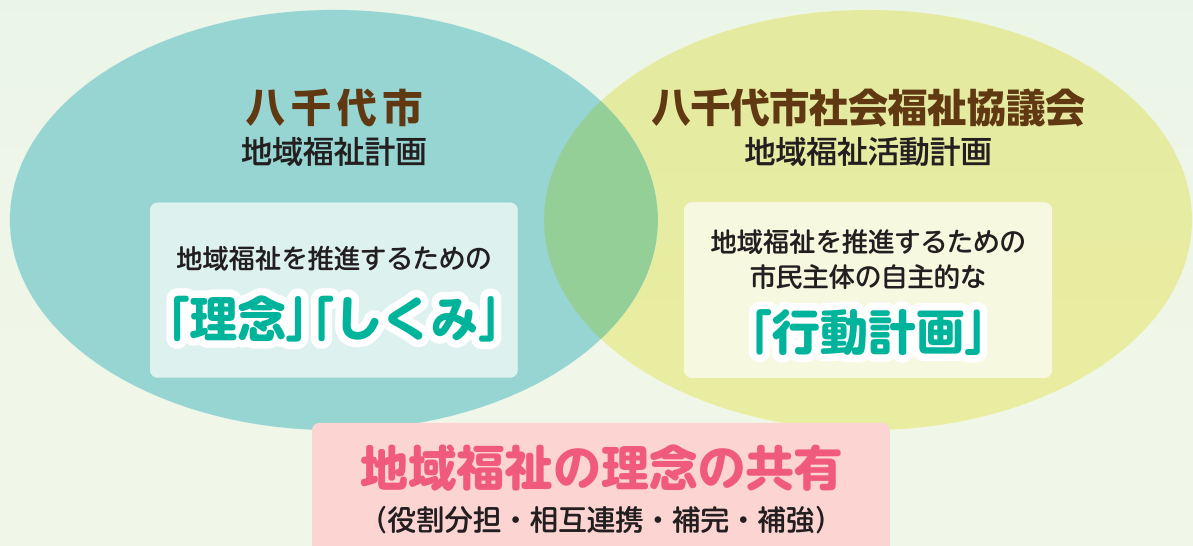
- 八千代市では、首都圏のベッドタウンとして近年も人口が増加していますが、65歳以上の高齢者の増加も続いています。生活習慣や価値観の多様化、核家族化が進むことにより、一人暮らし世帯の増大や孤独死、社会的孤立により支援の手が届かないなどの新たな生活課題や社会問題が生じています。
- 近年の社会状況の変化とそれに伴う福祉ニーズの多様化に対応していくためには、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは対応が困難であり、複合的に支援していくことなどが必要とされており、市民、地域・関係団体、市が協働で取り組んでいくことが今後の地域社会のあり方といえます。



本市の地域福祉を進めていくための指針として  
「八千代市地域福祉計画」「八千代市地域福祉活動計画」を策定

## ➤ 計画の位置付け

- 本計画は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等を横断的につなげる総合的な計画として、各種行政計画等との連携を取りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図ります。
- 八千代市においては、地域福祉を推進するための基本的な理念と仕組みをつくる行政計画の「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する地域福祉を推進するための市民主体の自主的な行動計画の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、その理念や地域福祉の方向性などを共有・連携することにより、地域福祉の推進を図ります。



## 策定の流れ

本計画の策定にあたって、基礎資料とするため、市民・関係団体へのアンケート調査を実施しました。また、関係団体へのヒアリング、地域福祉シンポジウムや7地域で開催された地域懇談会などにおいて、市民の皆様からの意見を取り入れながら策定しました。



### 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、市民や地域・関係団体が参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

## 基本理念

本計画では、総合計画の目指す将来像や基本理念を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の概念の下、基本理念を「お互いを認め 共に生きる わがまち 八千代市 ～一人ひとりを大切に～」とし、本市に暮らすすべての人が、自立し、支え合い・助け合いのこころを持ち、生涯にわたってこのまちに暮らし続けたいと願う、福祉のまちづくりに取組みます。

**お互いを認め 共に生きる わがまち 八千代市**  
**～一人ひとりを大切に～**

## 3つの基本目標

地域懇談会、市民アンケート、地域福祉シンポジウムなどから浮かび上がってきた本市の地域福祉の現状と課題、ニーズを踏まえ、基本目標を3つあげています。あわせて、この基本目標を達成するため必要と考えられる施策の方向性として19の項目を掲げました。

基本目標

1

**支えあい、たすけあいの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり**

基本目標

2

**誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり**

基本目標

3

**地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり**

# 計画の方向性

## 基本理念

お互いを認め  
共に生きる  
一人ひとりを大切に  
わがまち  
八千代市

## 基本目標

支えあい、たすけあいの  
「ふくし文化」をはぐくむ  
人づくり，地域づくり

誰もが安心して  
生きがいをもって暮らせる  
福祉のまちづくり

地域福祉をすすめる  
包括的支援の体制づくり

## 施策の方向性

- (1) 福祉教育・ボランティア学習への参加機会の増進
- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (3) ボランティア・市民活動の推進支援体制の整備
- (4) 地域の助け合い活動に関する担い手の養成
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進
- (6) 防災を通じた福祉のまちづくりの増進
- (7) 日常生活における行動手段の工夫と体制の整備
- (8) 権利擁護をすすめるための支援体制の充実
- (9) 住民組織・住民活動の活性化の支援
- (10) 多様な生き方や多文化を認めあえる環境づくりの推進
- (11) 地域共生社会の理解促進
- (12) 全世代，全対象型の福祉総合相談の支援体制の整備
- (13) 地域福祉活動のネットワーク形成
- (14) 情報のバリアフリーの推進
- (15) 地域福祉をすすめる人材の育成・確保の体制づくりの推進
- (16) 企業，社会福祉法人，NPO法人等による社会貢献活動・地域福祉活動の推進
- (17) 地域福祉における医療・教育・福祉サービスの充実
- (18) 経済的困窮，社会的孤立の解消のための自立支援体制整備
- (19) 多機関協働による包括的支援のネットワークづくりの増進

# 支えあい、たすけあいの 「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり

市民アンケート調査や地域懇談会の声から、地域のつながりの希薄さ、社会的な孤立というものが本市の課題として挙げられました。支えあい、たすけあいの意識や人と人のつながりの重要さを整えて育んでいく文化を「ふくし文化」と表記し、人づくりと地域づくりをすすめていきます。



## 市民の取組

- ◆フォーラムや講座に参加し、他者への理解を深めるように努める
- ◆大人も子どもも、学ぶ姿勢を持つ
- ◆地域の活動や交流の場に参加したときは、SNS等で発信する
- ◆特技や経験を活かし、ボランティア活動に取り組む
- ◆地域の活動に積極的に参加する など

## 地域の取組

- ◆地域の良さを次世代に伝え、市民活動に参加する機会を提供する
- ◆学校と地域が連携して取り組む事業を積極的に周知する
- ◆障害者、高齢者、子ども、外国人等幅広い層の交流の機会をつくる
- ◆子どもがボランティア活動に積極的に参加できるよう支援する
- ◆市民活動を継続するため、担い手の育成に努める など

## 社会福祉協議会の取組

- ◆福祉教育及びボランティア学習を開催するにあたり、市民が参加しやすいように配慮する
- ◆支会が運営、開催するふれあいサロン、子育てサロン、世代間交流事業等を支援する
- ◆ボランティア活動（個人・団体）を支援する
- ◆ゆいのわ八千代のサポーター及び協力店舗を増やす
- ◆支会が実施している声掛け・見守り活動を支援する など

## 市の取組

- ◆福祉教育の推進
- ◆講演会、研修会などの開催
- ◆地域交流場所等の情報提供
- ◆地域福祉活動の場づくりの支援
- ◆ボランティア・市民活動への参加促進 など



# 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる 福祉のまちづくり

市民の生活は多様化しつつあり、地域で安心して暮らしていくためには、お互いを尊重し、存在を認め合うことが必要になっています。誰もが不自由なく、尊厳が保たれ、安心して暮らすことができる地域をつくるため、様々な価値観を認め合える環境づくりを進めながら、市民・地域団体・市が協働で福祉のまちづくりに取り組みます。



## 市民の取組

- ◆災害に備え、防災用品や食料品などを備蓄する
- ◆高齢者などは、移動支援サービスや福祉タクシー利用券助成事業等を利用する
- ◆困ったときに相談できる機関などを知るようにする
- ◆地域の各種団体の活動に進んで参加する
- ◆地域に住む外国人と交流を図り、理解を深める など

## 地域の取組

- ◆地域で買い物難民といわれる人たちを手助けして、買い物ができる体制を考える
- ◆地域全体で支援を必要とする人を支える体制づくりに取り組む
- ◆老人クラブなど既存の組織を活性化する
- ◆通院の送迎や買い物の支援、移動販売の誘致等、地域でできることを話し合う
- ◆ひきこもりや性的少数者をテーマにした研修会へ参加する など

## 社会福祉協議会の取組

- ◆有事の際に備え、平時から顔の見える関係づくりを目的とした取組（防災寺子屋等）を実施する
- ◆ボランティア及び支会による外出支援活動を支援する
- ◆日常生活自立支援事業や成年後見制度について啓発を行い、支援の充実・強化を図る
- ◆自治会をはじめ、長寿会、当事者団体、子育て支援団体等、住民組織による活動やボランティア活動を支援する
- ◆多様性を認め合えるよう福祉教育を実践する など

## 市の取組

- ◆地域の防災活動の促進
- ◆避難行動要支援者への支援
- ◆DV・虐待等の防止・対応体制の充実
- ◆住民組織・住民活動の支援
- ◆外国人住民の相談・支援体制の充実 など



## 地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり

地域で暮らすすべての人が適切な支援やサービスを受けられるよう、地域福祉活動のネットワークの構築に取り組むとともに、関係機関や地域団体等と連携し、だれもが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な相談体制を整えていきます。

### 市民の取組

- ◆ 地域でのイベント（行事）や地域福祉活動に参加し、地域の人や団体等とのつながりを深める
- ◆ 情報入手が困難な人に対して入手できるように手助けする
- ◆ 興味を持ったボランティア活動に積極的に参加する など
- ◆ 困りごとを抱えている住民の課題を我が事としてとらえ、支え合いや助け合いの活動に参加する など

### 地域の取組

- ◆ 地域の高齢者や障害者等が快適に暮らせるよう配慮する
- ◆ 住民に様々な福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用を呼びかける
- ◆ 地域福祉活動団体同士による交流を行う
- ◆ 地域住民が気軽に立ち寄り相談できる体制を整備する
- ◆ 身近に困っている人や生活に困窮している人を見つけたら、関係機関につなげる など

### 社会福祉協議会の取組

- ◆ 地域共生社会実現に向けた広報啓発活動を推進する
- ◆ 住民主体による相談窓口が各地域に設置できるように努める
- ◆ 福祉関係者の交流会を充実させる
- ◆ ボランティアリーダーを養成する
- ◆ 福祉分野以外の団体による支え合い活動を支援する など

### 市の取組

- ◆ 地域共生社会に向けた啓発の充実
- ◆ 支援が必要な人に対する理解の促進
- ◆ 福祉の総合相談体制の充実
- ◆ 地域課題の共有の場づくり
- ◆ 福祉活動の連携強化 など



# 計画の基本的考え方

## 地域のとらえ方

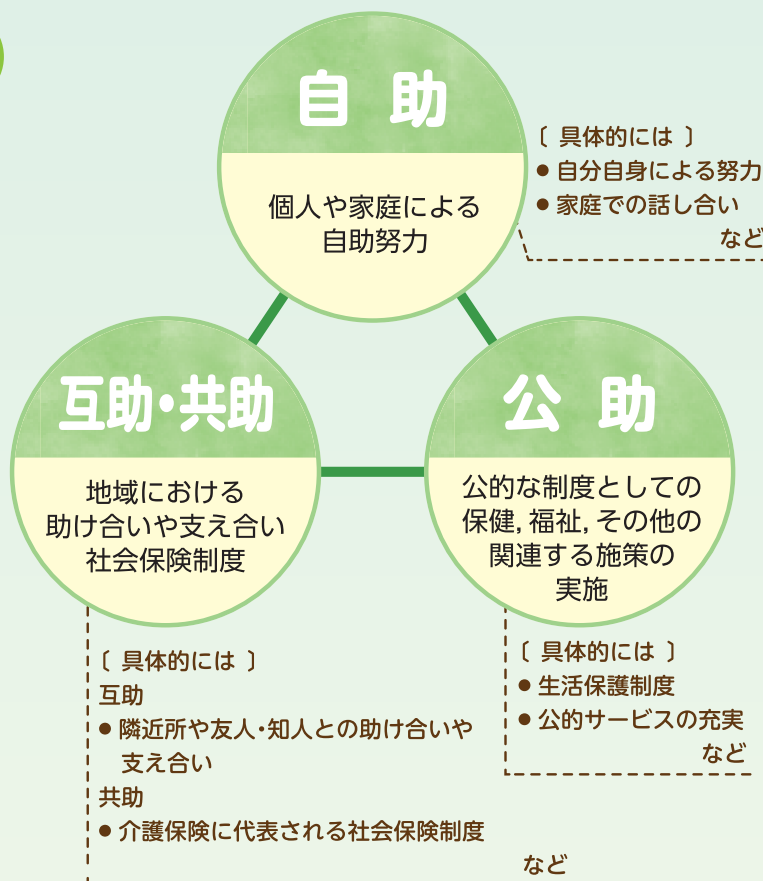
本計画においては、本市のこれまでの文化、圏域や人口規模等を考慮し、7つの地域(阿蘇地域、村上地域、睦地域、大和田地域、高津・緑が丘地域、八千代台地域、勝田台地域)を日常生活圏域として定めています。



## 計画の基本的な視点

社会状況の変化とともに、市民が抱える問題も複雑になっています。「自助」では解決が難しい地域課題に対しては、地域の力を活用した「互助・共助」による支え合いが重要となります。それでも解決が難しい場合、「公助」の支援により福祉サービスを提供するとともに、「自助」「互助・共助」の力を強化することが求められます。

「自助」「互助・共助」「公助」の取組が一体となり、市民、地域・関係団体、市が協働して福祉のまちづくりを推進していきます。



## 八千代市地域福祉計画 八千代市地域福祉活動計画(概要版)

令和3年3月

発行：八千代市／社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

編集：八千代市健康福祉部健康福祉課

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田312-5

電話：047-483-1151(代表)

FAX：047-483-2665

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

〒276-0046

千葉県八千代市大和田新田312-5(福祉センター内)

電話：047-483-3021

FAX：047-483-3083